

第二次大戦期における米国の

ラテン・アメリカ政策（一）

蔵 重 毅

目 次

一、序 論

- (一) 米国とラテン・アメリカ諸国との関係の一般的枠組
- (二) 諸論者の提示する視点——「ニュー・レフト」を中心として——（以上本号）

一、序 論

第二次大戦を中心とする時期における米国のラテン・アメリカ政策を、単に大戦の準備と遂行の軍事的・政治的必要性に付属するものと考えるのは正しくない。米国側からすれば、大戦をとおして真の世界強国として登場し、極化世界を構成するに至るといふ変化に当然対応したものとなるし、ラテン・アメリカ側からすれば、一九三八年

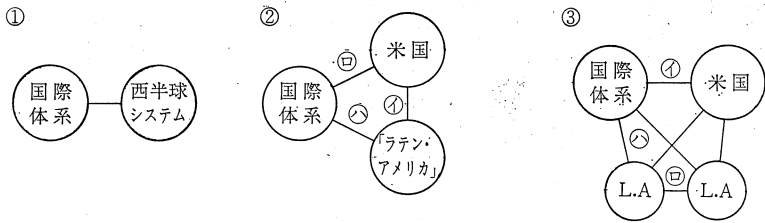
第二次大戦期における米国のラテン・アメリカ政策（一）（蔵重）

（二六三）一〇九

に外国石油会社国有化にふみきったメキシコの例に代表される後進国経済ナショナリズムの爆発という、きわめて戦後的、現代的問題の出発点でもある。序論においては、米国とラテン・アメリカ諸国の関係を理解するための枠組を提示するとともに、各論者が、この時期のラテン・アメリカ政策をいかなる視点からながめようとしているかをみてみたい。

(一) 米国とラテン・アメリカ諸国との関係の一般的枠組

多くの研究者が米国とラテン・アメリカ諸国との関係を、もっぱら「協調」の側面から、あるいは逆に「対立」の側面から扱ってきた。しかし、両者のちがいは、研究者が、幅広い米・ラテン・アメリカ関係のいかなる部分を切りとって焦点を当てるかという選択と、協調と対立のどちらの側面を強調することによってその関係の本質をよりよく説明しうるかという方法論(あるいは態度)の相互作用の結果からくるものであって、北方の巨人とその南の諸国との関係の現実が「協調と対立」の関係であることはいまでもない。また、一概に米国のラテン・アメリカ政策といっても、米国と二〇のラテン・アメリカ各国との関係に共通のもののみをみることはできない。ここで、序論という性格もあり、またこのようなかたちで問題を整理したものはないので(それだけ独断に陥いる危険性は高いが)、この「協調と対立」の関係の多数の局面を理解するための一般的枠組を次のように設定したい。まず、国際体系を構成する要素として、米国、ラテン・アメリカ各国という国単位の要素と、国際体系の地域的サブシステムを二つ、つまり、ラテン・アメリカ各国の集合としての「ラテン・アメリカ」、「ラテン・アメリカ」と米国の集



(図)

合としての「西半球システム」を考えると、これら四つ以上の要素と国際体系自身からできあがる関係の組は、簡単なものから順に、① 国際体系—西半球システム ② 国際体系—米国—「ラテン・アメリカ」 ③ 国際体系—米国—ラテン・アメリカ国—ラテン・アメリカ国の三つに分類できる(図)⁽²⁾。現実の米—ラテン・アメリカ各国の関係は図—③における六本以上の線によって示される関係の合成物であって、争点別にサブシステムを考へれば無数となる。このことを前提としながら国という要素と国際体系自身の間中間に二つの地域的サブシステムをおいたのは、論点の明確化のためである。⁽³⁾

まず、①のように、国際体系—西半球システムという関係の図式からもっともよく導きだせるのは、西半球内における凝縮性であり、国際体系にたいする西半球の一体性である。そこに想定されるのは、米—ラテン・アメリカ各国の間の「対立」の側面よりも「協調」の側面である。米国をふくんだ二一か国の間に全面的な協調関係が存在すると考えることはできないが、とくに、西半球のばあいには周知のように「インター・アメリカン」、「パン・アメリカン」なる言葉が早くから存在していることを考慮すれば、その「協調」の意味をみてる必要がある。協調の背景をなすと考えられるのは、F・タノン・バンバウムが「四世紀にわたる共通の体験によって、我々は自己をヨーロッパ人ではなくアメリカ人(Americans)であると考えるなにかを持っている」という意識⁽⁴⁾であ

り、やや限定的にいえば、ウィタカーが「この半球にすむ人々は互いに世界の他の部分から彼らを分たっている特殊な関係にある」とする考え方だと定義づけた「西半球の觀念」⁽⁵⁾である。このような意識なり觀念なりにイデオロギー的自己貫徹性を認めるとしても、それを生み育てるものは、偶然に西半球に位置したというほとんど唯一の共通条件を除けば、二十一カ国がもった多くの体験のなから抜きだされた「共通の」ものであり、「特殊な関係」を認識せしむるにたる「利益の一致」である。まず、純粹に西半球諸国内での共通の利益で、それがそのまま協調をもたらすようなものはほとんどないといつてよいであらう。たとえば、争点を政治体制にとつて、当初西半球の觀念を生んだ主要な要因として、当時のヨーロッパにおける「反動君主政」に対立するものとして米國とラテン・アメリカ新独立諸國の「共和政」を対置するという一般化がなされたことをあげることができるが、その後の進展をみれば、米國はきわめてアメリカ的な民主政治の道を、ラテン・アメリカ諸國の多くは、カウデリスモ(ボス支配)の道をたどった。したがつて、政治体制の面から西半球の凝縮性、とくに米—ラテン・アメリカ諸國の協調を促進するということは、後にみるように、米—ラテン・アメリカ諸國の独裁権力の結びつきという特殊な観点からみる以外には言いえない。経済的側面から、米國とラテン・アメリカ諸國との間の相互補完的經濟關係そのものに利益の一致をみることができるかもしれない。とくに、第二次大戦期のように、ヨーロッパとラテン・アメリカ諸國の通商が途絶するという条件が加われば、ラテン・アメリカ諸國にとつて米國との關係がきわめて重要となる。しかし兩者の關係に補完的分業体制のみをみることはあまりに短期的、現状維持的である。そこに内在するのはあくまで、ラテン・アメリカ諸國の対米依存であり、支配—從屬の關係である。

次に、もっぱら国際体系にたいする西半球の一体性に焦点をあてれば、ある程度の利益の一致を想定できる。一八八九年の第一回パン・アメリカン会議において米国が提案し、ラテン・アメリカ諸国の反対で採択されなかった関税同盟のような形式には、西半球内、とくに、米国とラテン・アメリカ諸国との対立の上になりたつ現状固定的な経済関係における共通の利益とは、その対西半球外性という点で異質なものがあらわれるであろう。また端的には、西半球国の安全保障にたいし、西半球外からの脅威が存在するばあいをあげうる。ラテン・アメリカ諸国の独立直後には、旧宗主国スペインとそれを支援する神聖同盟諸国からの干渉を一致して予防しようと試みたり、一八六〇年代にはフランスその他のメキシコ干渉に対抗した。しかし、このばあいにも、脅威を西半球的に認識するという事態はきわめて限定的なものであり、実際には脅威がラテン・アメリカ諸国に向けられたものであって、一方米国では、その脅威を排除することに勢力拡張の方策を見出すという奇妙な一致のあるときに典型的に「協調」がもたらされたのである。

このように考えると、一八八九年以来のパン・アメリカン会議、よりひろくは、パン・アメリカン運動に象徴される「協調」の歴史は、西半球外性に焦点を当てたばあい（それもきわめて操作的に）⁽⁶⁾ 以外は嚴格に規定された「利益の一致」に立脚するものとはいえない。それゆえ、基本的に、西半球における「協調」を図⁽⁷⁾ ②③によって表わされる数多くの「対立」を「調整・緩和」しようとする試みであると認識しなければならぬ。たとえば、ラテン・アメリカ諸国の紛争を予防し、平和的に解決しようとするインター・アメリカンの試みであり、米国の干渉をインター・アメリカンの排除しようとする試みである。「共通の体験」があるとすれば、それは、多くのばあい、

対立の調整・緩和の体験である。

図②は西半球内を米国とラテン・アメリカ諸国の集合の二つの要素に分けており、次の二点を前提としている。

第一に、ラテン・アメリカ諸国間の異質性を捨象しておおまかな共通性を取りあげることであり、第二に、その同質性は米国との間の異質性に限定されることである。したがって、関係線④によって米国とラテン・アメリカ諸国の利益の不一致、対立の側面がもっともよくあらわされる。関係線⑤、⑥は両者間の異質性によってもたらされる国際体系へのアプローチのちがいが④に影響を与えていることを示す。この図②が米国のラテン・アメリカ政策をみるばあいの中心的観的であることはいうまでもない。米国とラテン・アメリカ諸国との間の対立関係を一言でいい表わすとすれば、膨張によって一大強国となった国と、いまだ国造りを達成しておらず極端なナショナルリズム的収縮をきたしている国々との間の対立ととらえることもできるが、この点を、さらに敷衍してみよう。⁽⁸⁾

まず、大国—小国という大まかな基準を設けて、両者間の対立における「力」の側面をみることができるであろう。典型的には米国のカリビア、中米地域諸国への干渉の歴史であるが、重要なことは、問題を軍事干渉のような極端な形での干渉、あるいは法的に内政干渉として明確に位置づけられるもののみ限るのではなく、両者間のより基本的な決定権のかたよりそのものとしてとらえる必要があることである。ラテン・アメリカ諸国は、J・N・ローズノウのいう被浸透体系 (Penetrated system)——ある国民社会のメンバー以外のものがメンバーとの共同活動をとおして、その社会における価値の配分あるいは、目標のための支持の動員に直接的かつ権威的に参加する体系⁽⁹⁾——がもっとよくあてはまる社会である。社会の多方面で、米国の政府、軍部、企業、その他民間団体によって、

ネトレイされているラテン・アメリカ諸国にとって、ある争点をめぐっての決定は米国によって根本的に規制されていると考えねばならない。したがって、反米ナシヨナリズムは「干渉」のばあいのみならず、西半球の機構内部であれ、米―ラテン・アメリカ国二国間の交渉においてであれ、より日常的な場においてもあらわれているのである。

次に、米国のペネトレーションの中心を経済にあると考えれば、両者間の経済的補完関係と併存するものとして、先進資本主義国―経済的後進国とのより基本的な利益の不一致をみる必要がある。米国は第一次大戦をさかいに、ラテン・アメリカとの経済関係においてヨーロッパ諸国をりようがし、第二次大戦をへて、ほとんど独占的な経済関係を樹立した。経済的なペネトレーションが大きく、そのためにラテン・アメリカ社会における主要な決定がほとんど米国政府や民間団体によってなされるような状態のなかに、あるいは、経済的ペネトレーションの維持拡大のために米国政府が露骨に力を使用するという事態のなかに多くの論者が米国の「経済帝国主義」をみるのであるが、この問題は、より高次においては、南北問題の文脈で（もつとも「南北問題」の認識にかかわるが）理解される必要がある。つまり、③工業産品供給・第一次産品輸入国と工業産品輸入・第一次産品論出国間の対立、④資本輸出と資本輸入国との対立である。米よりすれば、③については、自由貿易―国際分業―垂直分業体制―ラテン・アメリカ諸国の一次産品特化―付加価値の大・小産品間の不等価交換による差益の獲得というサイクルの維持、つまり一般的には自由貿易の理論の堅持である。④については、このサイクルを乱さずに、このサイクルより生まれるラテン・アメリカ諸国の資本不足状態を充足することによって利潤を獲得すること、つまり資本自由化の論理である。逆に、ラテン・アメリカ諸国よりすれば、一般に経済ナシヨナリズムといわれるものの諸形態がでて

くる。つまり④のサイクルをいかに断ちきるかであり、しばしば保護関税、保護貿易となる。また⑤については自国企業の育成、外国企業利潤の環元が考慮の対象となり、しばしば投資規制、外国資本接収となる。そして米国は④、⑤の基盤として、ラテン・アメリカ国内の自由経済体制を求め、ラテン・アメリカ諸国は統制経済でもって対応する。一九三〇年代に米國務長官コーデル・ハルが互恵通商政策を打ち出して以来、メキシコの外国石油会社国有化を経過し、一九四七年のハバナ経済会議に至る時期―つまり第二次大戦を中心とする時期―における米国の対ラテン・アメリカ政策を分析する際、これらは欠かせない視点である。

さらに、①では「一つのアメリカ」をあらわす意図や觀念にふれたが、ここでは逆に「二つのアメリカ」をあらわすその存在も指摘できる。すなわち、アングロ・アメリカ対イスパノ・アメリカという思想的、文化的基準である。米国のラテン・アメリカ蔑視はミッシュヨナリー・スピリットとなつて、たとえば「ウイルソンの干渉」とむすびついたし、逆に、イスパノ・アメリカニスモ (Hispano Americanismo) は米国の「文化帝国主義」からラテン・アメリカを防衛することを意味し、「われわれのアメリカ (Nuestra America)」という標語は一九世紀に度々試みられた対米政治連合結成運動のバック・ボーンであった。⁽¹²⁾ また政治体制をとりあげて、ラテン・アメリカ諸国の政治は左右を問わず、一九二〇年代から世界大恐慌、第二次大戦と時を追って、急激な改革を志向してきたと一般化がある程度可能であろう。そのためのもっとも主要な手段が統制経済であることは、上述の先進資本主義国―経済的後進国の対立を補完するものである。

では、国際体系へのアプローチのちがいに焦点をしなければどうであろうか。一般的には大国と小国の間の国際体

系における地位・機能の相違が問題となる。米国が国際体系にたいしてもつ広汎なかかわりのうちの多くは、直接ラテン・アメリカ諸国には関係しないものである。図②でいえば、米国にとっては関係線③が④を規定することが多くなるのたいし、ラテン・アメリカ諸国のばあいには③で述べるような例外を除いて④が④を規定することは少ない。逆に、④すなわち米国との関係が④を規定するのである。米国が西半球外にある大国あるいは陣宮と対立していても、ラテン・アメリカ国がそれらと直接対立することはほとんどなく、多くのばあい米国をとおしてである。したがって、そのような西半球外の国・陣宮と特定のラテン・アメリカ国がきわめて親密な関係をもったり、より限定的にはその政治体制を採用する時、米国は直接対立するという地位・機能からそこに潜在する脅威を認識するが、他のラテン・アメリカ国にとって意味をもつのは、主として、そのラテン・アメリカ国との関係でしかない。第二次大戦期におけるアルゼンチン、戦後のキューバといった事例への対応のちがいである。そしてこのことは、ラテン・アメリカ諸国の政治体制がアメリカ的民主主義とは異質のものであり、多くのばあいそれより左か右であるという事実と結びついて、一般的には、米国が定義づけた「間接侵略」にたいするラテン・アメリカ諸国の反発となつてあらわれる。また、軍事的安全保障についても同様である。歴史的に米国はヨーロッパとの関係からカリビヤ・中米地域に軍事基地と種々の便益を求めたが、このような必要性はラテン・アメリカ諸国にとって現実的な問題ではない。第二次大戦前のブロック化の進行の下で、ドイツがバーター制を中心としてラテン・アメリカに進出を試みた時、米国にとってそれは世界における自由貿易体制維持の問題でもあったが、ラテン・アメリカ諸国にとつてはどの国とのいかなる経済関係が自国にとって利益となるかの問題にすぎなかった。国際体系へのアプロ

一チの相違に焦点をあててみると、①で述べた「西半球の一体性」とは、米国が国際体系とのかわりのうちに、その利害貫徹手段の補完物として米国との一体性を求めたことの所産であるともいいうるであらう。

このようにして、「ラテン・アメリカの常態は対米敵対である」⁽¹⁴⁾といえるが、同時に、その多様な局面のそれぞれに對立の調整緩和の試みがあったことはいうまでもない。その主要なものが、第二次大戦前一応の一致をみた干渉の原則であり、大戦期にはじまる経済援助、経済協力である。

図②においてはラテン・アメリカ諸国の対米共通性に着目したが、現実の米国—ラテン・アメリカ諸国の関係は図③にあらわされるごとく、個別的である。この点に言及しよう。ラテン・アメリカ二〇か国がそれぞれもつ固有の条件の全てをある種の基準で分類し、それと米国—ラテン・アメリカ各国の関係のことなりとを結びつけて一般化することは不可能にちがいが、きわめて大まかに次の点指摘できる。

第一に、米国の影響の受け手としてのラテン・アメリカ国の問題がある。アルゼンチン・ブラジル・メキシコといった比較的大きな国はほかの条件を別にすれば、小国にくらべて米国の影響力の受け方が小さいといえるであろう。これと全く逆のばあいもある。条約上米国の干渉が認められていた一九三〇年代のキューバなど五か国（いわゆる保護領）は国家の重大な決定が法的に米国に委ねられているという点で他の国とは全く異っていた。また、独裁者、あるいは軍部が権力維持のために米国の強い支持を必要とするような国のばあいは、實質的に保護領に近いものとなる。また経済的に米国との補完関係が強くかつ固定的な多くの国と、かつてのアルゼンチンのように外貨の主要部分をまかなう畜産業が米国内のそれと競合関係にあったような国では大いに異なる。前者のばあい全面的

な対米依存関係に進みやすいし、後者はむしろ対米独立あるいは対立の要素をもつ。その他にも文化思想（たとえば伝統的に反米思想の強いメキシコ・アルゼンチンなど）、地理的条件（たとえば中米・カリビア諸国）、経済以外の諸々の社会条件、あるいは過去における米国との関係自身によっても異なるだろう。一方このような諸種の条件の下でラテン・アメリカの政策決定者が現実に政策を打ち出すわけであるが、この時に対米関係のことなりという点でもっとも重要なのは、その政策が②で述べた利益の不一致に対応しようとするのか否か、あるいはどの部分に対応しようとするのかである。たとえば、ケレタロ憲法（一九一七年）下のメキシコ（とくに一九三八年の石油国有化）のように、米国投資の大幅な制限をまねく措置を社会改革の内に含める国と、政策決定者が買弁資本に依存し、むしろ米国との経済的利益の一致のうちに政権を維持しようとする国では米国との関係が大きく異なるのは当然であらう。

第二に、当然のことながら、米国—ラテン・アメリカ各国の関係の個性は、ラテン・アメリカ国側の問題であるとともに、米国の問題である。両者の力の懸隔を考えると、それはむしろ米国の特有条件を勘案したうえで各国にいかなる役割をどの程度望むか（たとえば軍事基地を望むのか、他の地域国からの補給が困難な原料物資の供給を望むのか）にかかっている。

第三に、図③の関係線④に示されるラテン・アメリカ国間の関係が影響する。メキシコやアルゼンチンの対米独立志向は、メキシコが伝統的に中米のリーダーを自負してきたこと、アルゼンチンがブラジルをライバルとしながら南米諸国への影響力行使につとめてきたことと裏腹の関係にある。⁽¹⁵⁾ 逆にアルゼンチンの「大国としての傲慢さ」⁽¹⁶⁾

のために周辺の小国はしばしば対米協調を求めた。第二次大戦期にブラジルが米国の武器援助法の下に大量に兵器供給を受けたのは、一つにはアルゼンチンに対抗するためであった。

第四に図③の關係線⑤に示されるラテン・アメリカ各国の國際体系へのアプローチのちがいが影響する。たとえば、ヨーロッパ国との經濟關係という点で典型例がアルゼンチンであろう。米国との間の經濟的補完關係を成立しえなかつたアルゼンチンは、それを英國にもとめ、第二次大戦中までの両者は「工業中心国」としての英國、その「周辺国」としてのアルゼンチンであった。⁽¹⁷⁾そして、このような英國との關係が特惠色、対米差別色を強めていった時点において、他の諸国と米国との間にはみられない対立が米国—アルゼンチン間には生じたのである。⁽¹⁸⁾また政治的に、②でふれたことから分るように、第二次大戦中のアルゼンチンの軍事情権の親獨性、戦後のキューバの親ソ性のような例が対米關係のこととなりを与えた。そして、とくに熱戦・冷戦の際に米国は④の關係からラテン・アメリカ諸国の米国への一体性を、すなわち、ここでの文脈からいえばラテン・アメリカ諸国間の一体性（個別性ではなく）を求めることとなる。

図①②③にしたがって米国、ラテン・アメリカ諸国の關係の大枠をみてきたが、そこでの最少単位は国であった。しかし現実の「ラテン・アメリカの声」はK・M・シュミットのいうように、国によって異なるばかりでなく、まさしく「国の中でも異なる」のであって、米国の政策決定者はそれらの多種多様な声に直面することになる。⁽¹⁹⁾そして、ラテン・アメリカ諸国は米国の圧倒的なネットワークのもとにあるのであるから、米国との關係の主要な変化はラテン・アメリカ諸国の社会全体に決定的な影響を及ぼすとともに、逆にラテン・アメリカ諸国内の社会改

革の推進が対米関係の変更を迫る。つまり、ラテン・アメリカ諸国においては対外(米)問題の国内問題化、国内問題の対外(米)問題化が直載な形で生じるわけである。したがって、米国と他の先進大国との間の関係にくらべ、米国—ラテン・アメリカ諸国の関係の場合には、米国政府がラテン・アメリカ諸国内のどの声・どの勢力に対応しようとしているかが、きわめて重要な問題となる。それゆえ、米国側の政策決定過程を米国の企業勢力や軍部などとの関係でとらえるとともに、実際には非常に困難な作業であるが、ラテン・アメリカ諸国側の政策決定過程を諸種の社会的条件のもとに理解することが必要であろう。そのばあいの基本的視点はいうまでもなく、②でふれた米国との対立をふくむ社会改革の推進勢力と抑止勢力との分離である。⁽²¹⁾

(1) 戦後独立した四か国、トリニダード・トバゴ、ジャマイカ、ガイアナ、バルバドスは一応除外する。

(2) 図①において下位システムである西半球システムを表わす円は、上位システムである国際体系を表わす円の中に含まれるのであり、②、③においても同様のことがいえるが、ここでは図示の簡便を期し、それぞれの要素を分離させた。

(3) 争点別サブシステムという概念は、たとえば、西半球という地域的サブシステム内においても「南北問題」という争点を基準にすれば、米国は他の経済先進国とともに「北」に、ラテン・アメリカ各国が「南」に属するという意味でかなり一般的な概念であるが、とくに争点という言葉はホルステイによった。Holsti, K. J., *International Politics: A Framework for Analysis*, Prentice-Hall, 1967. 邦訳、宮里訳、国際政治の理論(頸草書房、一九七二)

(4) Tannenbaum, F., "Toward an Appreciation of Latin America," p. 8, in Matthews, H. L., ed., *The United States and Latin America* (Prentice-Hall, 1963.)

(5) Whitaker, A. P., *The Western Hemisphere Idea: Its Rise and Decline* (Cornell. U. P., 1965), p. 1. ついでついで
ウィタカーはこの観念の神話性を指摘するのだが、西半球の観念についてはこのほかにも多くの研究者がその冒頭において

られてくるが、比較的最近のものは Rippy, J. F., *Globe and Hemisphere: Latin America's Place in the Postwar Foreign Relations of the United States* (Henry Regnery, 1958), pp. 1-29.

(9) リッピイは「ラテン・アメリカは重大な圧迫を受けたところのみ、米国の親密な関係、利益共同体的関係を望んだ」とする。Rippy, J. F., *Latin America in World Politics*, p. 252, quoted in Dozer, D. M., *Are We good Neighbors?: Three Decades of Inter American Relations, 1930-1960* (U. of Florida P., 1961), pp. 195-196.

(7) インター・アメリカン・システムのもつちの点を披く書物中の点をあつたはる。たゞ、*Inter-American Institute of International Legal Studies*, ed., *The Inter-American System: Its Development and Strengthening*, (Oceana, 1966.) 同じやうに、インター・アメリカンを類似する題をもうけたものひ、ラテン・アメリカ国の研究者の手になるはあつたは (かなり親米的であつても)、当然の点の認識を強う。たゞ、Aguilar Monteverde, A., *El Panamericanismo: De la Doctrina Monroe a la Doctrina Johnson* (Mexico: Cuadernos Americanos, 1965)

(8) Sanchez-Barba, M. H., *Las Tensiones Historicas Hispanoamericanas en el Siglo XX*, Madrid, 1963) 邦訳、西俣他訳、イスマン・アメリカ20世紀の歴史の緊張 (鹿島・一九六五) 頁四一―四三。

(6) Rosenau, J. N., "Pre-theories and Theories of Foreign Policy," in Farrell, R. B., ed., *Approaches to Comparative and International Politics* (Northwestern U. P., 1966), p. 65

(5) この自由市場の開放に関しては品目により時代により異なる。他国への自由開放の要求と自由市場閉鎖との関連は、Kolko, G., *The Roots of American Foreign Policy: An Analysis of Power and Purpose*, (Beacon, 1969) があつてゐる。又一九三〇年のホーレイ・スモート法による保護関税政策にならざるラテン・アメリカ諸国の「怒り」については Wood. B. *The Making of the good Neighbor Policy*, (Columbia, U. P., 1961) を参照。

(11) 米国人のラテン・アメリカ観を簡単にまとめたものとして Palmer, T. W., Jr., *Search for a Latin American Policy*

(U. of Florida p. 1962.), pp. 1-16. を参照。

(37) Abshire, D. M. & R. V. Allen, eds., *National Security: Political, Military, and Economic Strategies in the Decade Ahead* (Praeger, 1963), 邦訳『実松訳』国家の安全保障(鹿島 1966) 頁二六一—二七四。W. S. ストークス『西半球の同盟』参照。尚、よりくわしくは、また西半球の観念との関係は、Whitaker, op. cit. 参照。

(13) 米への従属という関係から②がでてくるのが一般的であるが、逆に米への対抗という点からでてくるものもある。典型的なのが、米国が加入しなかった国際連盟に積極的に加盟し、対米牽制をもとめたことである。Houston, A. J., *Latin America in the United Nations* (Carnegie Endowment, 1956) 参照。

(14) Dozer, op. cit., p. 403.

(15) ラテン・アメリカ諸国の外交問題一般をラテン・アメリカの方から扱ったものは少ないが、メキシコ、ブラジル、アルゼンチンについては Astiz, C. A., ed., *Latin American International Politics: Ambitions, Capabilities, and the National Interest of Mexico, Brazil, and Argentina* (U. of Notre Dame P. 1969) が参照になる。

(16) Pendle, G., *Argentina* (Oxford U. P., 1965), p. 82.

(17) 松下洋『第二次大戦におけるアルゼンチン中立外交の史的考察——英ア関係を基軸として——』『アジア経済』一九七一年十一月号、四頁。

(18) 尚、第二次大戦前のアルゼンチンの反米性には、英国との経済関係のほかに大量の移民層を中心とする人種的、政治的、文化的親欧性が作用したことも指摘されねばならぬ。たとえば Paz, A. C. y Ferrari, G., *Política Exterior Argentina, 1930-1962* (Editorial Huemul, Argentina, 1964), Dágs. 58 a 60. に引用された当時の外相カンティエーロ (José María Cantillo) の発言を見よ。

(39) Schmitt, K. W., and Burks, D. D., *Evolution or Chaos: Dynamics of Latin American government and Politics*

第二次大戦期における米国のラテン・アメリカ政策 (一) (蔵重)

(二七七) 一一三

(Praeger, 1969), p. 42.

(20) ローズノウの *penetrated system* はこのような「国内政治」と「国際政治」の連繋の分析に有効な概念であることはいうをまたない。この点については、高柳先男「国際政治と国内政治の連繋モデル——J. N. Rosenau と W. F. Hanrieder について——(日本国際政治学会編『国際政治と国内政治の連繋』一二二—一二三頁)参照。又、ラテン・アメリカ諸国に關しローズノウに簡単にふれたものとして、Astiz, op. cit., pp. 3-18.

尚、このような視点は、第一には外交政策の研究書においては、当然ラテン・アメリカ諸国の社会、経済問題を扱うものの中で多く見られる。たとえ、Schmitt & Burks, op. cit., Gerrassi, J., 'The Great Fear in Latin America' (Collier Books, 1968) が、なかでも Adams, R. N., & Others, *Social Change in Latin America Today: Its Implications for United States Policy* (Random House, 1960) 邦訳、井沢訳、現代ラテン・アメリカにおける社会変化——アメリカ合衆国の政策に対する意味——(農林水産業生産性向上会議, 1963) の第三章、ポリビアー革命的背景における合衆国の援助、第五章、グアテマラにおける社会的変化と合衆国の政策、はこの視点にたったケース・スタディであり、Kings, M., "Toward a Theory of Power and Political Instability in Latin America," in Petrus, J. and M. Zeitlin, eds., *Latin America: Reform or Revolution?* (Fawcett, 1968) はラテン・アメリカ諸国の政治的独立とその植民地的経済状態との間の緊張関係を第二次大戦後の広範な事例をもとに分析し、米国の経済支配はラテン・アメリカの政治的不安定の積極的要因であることを指摘している。

第二に米国の「対ラテン・アメリカ政策」といった形ではなく、特定のラテン・アメリカ一か国と米国との関係に限定した研究書の中にもみられる。たとえば Cline, H. F., *The United States and Mexico* (Harvard U. P. 1953), Smith, R. F., *The United States and Cuba; Business and Diplomacy, 1917-1960* (College and University Press, 1960), Pike, F. B., *Chile and the United States; the Emergence of Chile's Social Crisis and the Challenge to United States*

Diplomacy (U. of Notre Dame, P., 1963)

(21) 象徴的にも「ラテン・アメリカの声」を著書の題に選んでいるのはベントン (Benton, W., the Voice of Latin America, Harper & Brothers, 1961) であるが、同書の米—ラテン・アメリカ諸国間の基本的対立の認識については、かならずしも同意できない。

(二) 諸論者の提示する視点

——「ニュー・レフト」を中心として

一般的枠組のうちにふれた諸側面は「視点」であって、一定の期間における特定のラテン・アメリカ国と米国の関係がそのうちの一つに比較的よくあてはまるばあいがあるが、原則的には複数個の側面に関連する。ラテン・アメリカ国を複数に、期間を長期にとるほど多くの側面がふくまれる。そして、米国のラテン・アメリカ政策にたいする評価が異ってくることはこの側面にかかわっている。ある時間的・空間的場限定された米国の政策にたいする評価のばあい、研究者がどの側面に比較的よくあてはまる政策を分析対象として選択したのか、複数個の側面をもつときには、どの側面から研究者がながめようとしたのか（かならずしも唯一の側面とは限らないが）がその評価に関係する。「米国のラテン・アメリカ政策」といったような時間的・空間的場が広いものについての評価は、研究者がもっぱらどの側面においてそれを把えようとしたのかによって異ってくる。たとえば、前節図①に示された対西半球外性や対立の調整の形態という側面に比較的よく適合する米国の政策を対象とするとき、あるいは、米

国の政策を時間的・空間的により広くとって対象としてもこれらの側面から把握するときには、その評価は批判的色彩をうすめることとなろう。逆に図②に示された対立の多くの側面、なかでも筆者がなした意味での先進資本主義国VS経済的後進国の側面（つまり、ラテン・アメリカ諸国の経済的停滞状態をラテン・アメリカ国のみ原因とするものとは考えずに、米国が主体的に選択した政策にも原因するという考え方）において把握るとき、その対立の調整・克服は困難なものとなり、米国の政策にたいする批判はきびしいものとなろう。同様に、ペネトレーション——社会の多くの分野における決定権の対米従属——の視点にたてば、前にふれた「経済帝国主義」のみでなく「文化帝国主義」などという言葉も浮びでてくることとなり、批判は外交政策的観点を超えたものとなろう。

ここで、第二次大戦を中心とする時期のラテン・アメリカ政策にふれる研究者がどのような視点を採用しているかについて「ニュー・レフト」グループを中心に言及したい。最初にことわっておくべきことは、次の三点である。まず、第二次大戦を「中心とする期間」とは、米国の外交政策中の対枢軸国対抗要因がラテン・アメリカ政策とむすびつきはじめる時期から、対冷戦要因がラテン・アメリカ政策の規定条件の一つとして定着するにいたる期間であって、一般にF・D・ローズヴェルトの善隣政策(Good Neighbor Policy)といわれるラテン・アメリカ外交がそのほとんどに重なっている。しかし、以下述べるように、これらのいわば米国の世界政策ともいうべきものとラテン・アメリカ政策の関連のしかた自体について各論者の解釈が異なっていることである。つぎに、序論で問題とされるのは基本的には各論者の視点であって、彼らの事実認識の適否、その評価の適否ではない。さらに、研究者はそれぞれ独自の観点より接近するのであるから、前節において示した枠組との関連はゆるやかである。

第二次大戦期のラテン・アメリカ政策の解釈は、ラテン・アメリカ外交を含めた米国の外交全般をどう理解するか、とりわけ第二次大戦期の米外交の全体をいかにとらえるかという問題と必然的にかかわってくる。このようなより広範な問題にたいし一貫した主張を打ちだす研究者群として上記の「ニュー・レフト」たちをあげることができる。もともと彼らが研究対象とする米外交は、その政策の対象・時期ともさまざまであり、第二次大戦期のラテン・アメリカ政策を扱うものはむしろ少ないのであるが、たまたま、彼らの頂点にたつW・A・ウィリアムズ、⁽¹⁾おなじく中心的存在であるL・C・ガードナー⁽²⁾がこの時期のラテン・アメリカ政策にふれてそれを米外交全体の中に明確に位置づけており、ごく最近では、D・グリーン⁽³⁾が独立した書物のなかであつかっている。彼らの見解は少数派であり、不干渉原則の受入れと援助の開始をもってこの時期のラテン・アメリカ政策を高く評価する多数派見解とはいちじるしく異っている。筆者には彼らが提示する視点がきわめて重要だと思われるので、ややくわしく言及し、次に、これにつきあわせるかたちで他の論者の視点をかんとんにみてみたい。

まずニュー・レフトたちは、ニュアンスのちがいはあれ、米外交の特色を経済膨張主義発現の⁽⁴⁾変らざる歴史ととらえ、ヨーロッパ諸国における植民地獲得・政治的併合による帝国主義とは異ってすぐれてアメリカ的な「門戸開放帝国主義」(Open Door imperialism)「非公式の帝国」(informal empire)などの概念を用いてその膨張主義を説明する。そしてローゼンフェルトのニュー・ディール外交の主潮流、就中、第二次大戦参戦の背後にある動機をこの経済的海外膨張に求める。ウィリアムズによれば、この伝統的な門戸開放による経済的膨張主義はニュー・ディール外交のもとにあっても、弱化せず、かえって経済恐慌からの回復の必要性のため海外における経済活動の拡大が

必須のものとされた。米国の強大な経済力をもってすれば自由貿易の理念に立脚して十分に市場拡大と原料供給の支配が可能であるとの前提にたち、十九世紀的自由貿易原則の唱道者である国務長官コーデル・ハルの互惠通商協定政策 (Reciprocal Trade Agreement policy) がその手段として採用されるわけである。そして米国の政策決定者たちは「自国の繁栄と民主主義は門戸開放政策のもとでの米国経済システムの絶えざる拡大に依存していると固く信じ」つつ、いいかえれば、十九世紀的自由貿易の理念により自由貿易への反対勢力(同時に米国経済にとって世界が開かれている状態に障害となる勢力)——つまり経済ナショナリズム——を国際紛争の原因であると定義づけた結果第二次大戦に突入したのである。⁽⁵⁾ さらにウィリアムズは、大戦中も持続された門戸開放への信仰はすでにローズヴェルトの死以前に米国的自由の概念とむすびあつて「イデオロギーに合成」されていたとする。⁽⁶⁾ そして戦後世界にあらわれるのは、門戸開放膨張政策のソ連による受入れ拒否であり、その結果としての冷戦である。ウィリアムズの所論が十九世紀末以来の米外交の通史の一部であり、それだけ構想提出的であるのにくらべ、一方のガイドナ―は一冊の書物の全部をあてているため、より実証的でありしたがってより柔軟であるといえるが、主張の大筋はほぼ同様である。つまり「ニュー・ディールについてのリベラル神話のためもあるが、一九三三年から一九四五年にいたる期間のアメリカ外交の経済的ファクターが不当に過少評価されてきた」が、実際には「アメリカの指導者は一九三八年から一九四一年にかけて、極軸国勢力によって支配される閉ざされた世界 (closed world) においてはアメリカの天命を達成できないと決断した」のであり、戦中、戦後も「満州で、中東で、ラテン・アメリカでそして世界のあらゆる地域でアメリカは門戸開放政策と開かれた世界をのぞんだ。しかしロシアはそれをのぞまなかった。

そこに冷戦へ進展する闘争が生じたのである」としている。⁽⁷⁾

彼らの経済的膨脹の動機の強調は、単にその動機が米外交の長期的目標を規定しているばかりでなく、短期的政策をもこの動機とむすびつけてこそ、あるいは長期的目標の達成の過程に位置づけてこそ米外交の特徴を説明するのであるという姿勢を示している。⁽⁸⁾つまり、一面では、一般に米外交の経済的側面とよばれるであろうものに主に言及するのではあるが、政治的・軍事的側面をその動機充足の補完物としてとらえる傾向を示すことによつて、経済関係の説明ではなくして、外交政策の説明を指向していることが重要なのである。逆にいえば、彼らのねらいは多様な局面における米外交の形態の叙述ではなく、その背後にある動機の発掘であるといえるであらう。⁽¹⁰⁾

ではこのような彼らの研究スタイルとそのもとの第二次大戦期の米外交の理解から、この時期のラテン・アメリカ政策についていかなる視点がでてくるか。第一に、一九三三年の「モンテビデオ会議の報告をハルが大統領に提出して以来一九四五年のメキシコ・シティ会議にいたるまで、経済的考慮が西半球政策立案の基本的要因であった」とすることによつて、前節の「対立」を示す図②のうちでも最も重要な先進資本主義国VS経済的後進国という側面が浮びあがってくる。彼らによると、ニューデール外交の指導者達はラテン・アメリカ諸国を恐慌から回復するための「ニュー・フロンティア」⁽¹²⁾とみ、そこでの経済活動の拡大をのぞんだ。そして、一般に善隣政策の「不干涉」の側面といわれるものはそのための手段であった。つまり、「軍事干渉は現にアメリカの経済的・政治的力の有効な行使を妨げているとの認識」⁽¹³⁾が存在したが、このことは「アメリカの利益拡大のためにドル外交を使わないことを意味したわけではなかった」⁽¹⁴⁾のである。したがって彼ら、ニュー・レフトの文脈では、それ以前とく

らべて「不干渉」という点で進展があったことをいいたてるのが重要なではなくて、「ニュー・デール外交が後進国政府の行動からアメリカの企業利益を防衛するという点では序々にその好戦的色彩をうすめてゆきつつあるまさにその時に、皮肉にもおなじニュー・デール外交が、一方では、海外経済活動が合衆国の国内的繁栄と政治的安定のために必須のものであるとする伝統的観念を強化しつづけていった⁽¹⁵⁾」ところにあられる「以前よりも成熟した巧妙な方法⁽¹⁶⁾」あるいは「より、戦略的な行動⁽¹⁷⁾」を研究対象とすることこそ重要なのである。つまり対立の「調整」された部分を見るのではなくて、対立の「継続」する部分を見るのである。

ここで、一九三三年のキューバ、一九三七年、一九四三年のボリビア、一九三八年のメキシコ、さらに大戦末期から戦後にかけてのアルゼンチンなどに示されるラテン・アメリカ諸国の社会革命をともなったナショナリズム、ガードナーの言葉でいえば「革命的ナショナリズム」(revolutionary nationalism)⁽¹⁸⁾が大きく視野に入ってくる。すなわち、ウイリアムズによれば、ニュー・デールの通商哲学が十九世紀のイギリス経済政策に発した「自由貿易による帝国主義」(free trade imperialism)あるいは「非公式の帝国」というパターンを進化させることによって、原料供給国は米国との経済・政治関係において一層の不利益をこうむることとなった。同時に、米国の諸勢力の浸透によってラテン・アメリカの社会には「文明化された孤島」が出現し、社会全体のきしみが増大しつつあったとする⁽¹⁹⁾。そして後者によって生ずる社会革命は当然、前者におけるラテン・アメリカ側の不利益を是正しようとする動き、つまり経済ナショナリズムを生むため、「海外における経済活動を合衆国の安寧にとって必須のものであると規定することによって、アメリカの政策決定者たちはこれら諸国における社会革命を自国の主要な国家利益にたいする脅

威であるとするにいたった⁽²⁰⁾。こうして、ラテン・アメリカの革命的ナショナリズムは、枢軸国勢力とともに――そして戦後においてはコミンテルムの脅威であるが――米国の経済膨脹、門戸開放政策にたいする「もう一方の挑戦勢力⁽²¹⁾」となるのである。したがって上記の「巧妙な方法」は、一方では枢軸国勢力、なかでもドイツのバーター制を中心とする激烈な対ラテン・アメリカ貿易攻勢に対抗し、一方ではラテン・アメリカ諸国のナショナリズムに対抗するものでなければならず、とりわけこの二つの挑戦勢力の結合を防止するものでなければならなかった。そこにあられるのがローズヴェルトのいう「give them a share」つまり米国とラテン・アメリカ諸国の経済関係から生ずる利益のわけまえをラテン・アメリカ諸国に与えるという考え方であり、その方法が輸出入銀行借款を中心とする援助であったとされる。「好戦的色彩をうすめてゆく」という消極的政策から積極的政策へと善隣政策が「修正」されたわけである。⁽²²⁾このばあい米国が依拠した理論的前提をガードナーは国際分業論であるとし、それを「アダム・スミスの修正理論」とよんでいる。⁽²³⁾米国があいかわらず重化学工業製品を供給し、ラテン・アメリカ諸国が原料供給にあたるという基本関係の上に、ラテン・アメリカ諸国に援助を与えて軽工業を育成するという若干の訂正を加える。その結果生ずるこれら諸国の購買力の増大によって米国工業製品の市場拡大を促進するという論法である。そして、戦後の出発はこの前提の継承にあったとする。⁽²⁴⁾

このようにしてニュー・レフトの歴史家たちは、この時期のラテン・アメリカ政策を、その期間に開催された諸種の米州会議における先進資本主義国としての米国の主張、つまりラテン・アメリカ諸国の保護関税の撤廃および、ひろく社会革命の防止、抑制措置をふくめた投資環境の整備の要求と、ラテン・アメリカ側の産業育成のための保

護関税・国衆統制経済政策との間の対立の上に位置づけるとともに、その対立の調整としての「giving a share」をみることによって、すぐれて戦後的な視点を提示することになる。対立とその調整のあり方・結果についての彼らの結論はさておき、ここで次のようにいえるであろう。彼らはもっぱら米國側の観点にたちながら（この点では伝統的な外交的手法に基づいているのであるが）、その海外膨張の動機を強調することによって、逆説的に、ラテン・アメリカ側の観点をひきだし、第二次大戦期のラテン・アメリカ政策を現代的意味での南北問題の出発点として把握するのに成功している。

第二に、ウイリアムズ・ガードナーらは、この時期の米國とラテン・アメリカ諸國の間に「協調」の側面をほとんど見出さない。それは経済的対立の強調、その「調整」の否定的評価にのみ由来するのではない。この点は次のように理解すべきであろう。前節の図①に示される西半球外からの脅威に直面したばあいの西半球諸國の協調というものは――前節では限定的であるとしたが――彼らにとっては理論的にはありえない。ラテン・アメリカのナショナルリズムは経済膨脹、就中、門戸開放政策にたいする「もう一方の挑戦」なのであり、その意味ではまさしく樞軸國勢力と同じ種類の脅威である。したがってその動機のゆえに認知した米國にたいする西半球外からの脅威――樞軸勢力からの脅威――に対抗して、同じ種類の脅威であるラテン・アメリカのナショナルリズムとの間に基本的な協調が存在すると考えるのは不自然である。誇張すれば、米國はこの二つの脅威にたいして同時に、二方向に、二つの戦争を遂行していると考えるのが自然なのである。このようにして、彼らは、軍事的・政治的側面からみれば西半球外からの脅威に対抗するための協調ともみられるであろう現象、すなわち、最終的に全ラテン・アメリカ國が樞軸國

に宣戦を布告するにいたった状態、一九三六年のブエノス・アイレス会議にはじまり一九四七年のリオ条約に結実する軍事・政治両面をふくむ集団防衛体制の流れにほとんどふれない。ふれたとしても、それは、消極的には米国の大戦遂行体制へラテン・アメリカ諸国を組み込むもの、より積極的には（とくに後述のグリーンのばあい）ナショナリズムに対処するためのもの、就中、西半球外からの脅威とナショナリズムのむすびつきを分断するためのものとして把握される。

ウィリアムズ、ガードナーの見解に示される視点は以上のようなものであるが、若干補足を加えれば、まず、ローズヴェルトの善隣政策が出発し大戦を経過して戦後冷戦にいたる時期のラテン・アメリカ政策について、基本的にはその変化よりも継続性に焦点をあてることとなっている。経済膨脹の動機にたいする脅威に対抗するという米国の一貫した世界政策の一部であるから⁽²⁵⁾。したがって、戦前戦中のナチズム―ナショナリズム、戦後のコミュニズム―ナショナリズムという脅威を示す二つの図式の間には基本的変化はない。次にその間における政策の変化にふれるばあいには、世界政策の一部であるということから逆に、その変化の西半球外的要因は二義的なものとされる。なぜならラテン・アメリカにも最も重要な脅威―ナショナリズムが存在するのであるから。米国にたいする国際体系からの脅威と同種のもをラテン・アメリカのナショナリズムのなかにみいだすことよって、大戦をはさむ時期においても、前節の図②の関係線③が④を規定するとみるよりもむしろ④自身を重視する。前述した軍事的、政治的側面における協調をみないことは関係線④の軽視という一般傾向の一部である。

ニュー・レフトたちは、この時期の米国のラテン・アメリカ政策を基本的には両者間の対立の側面においてとら

え協調の側面をほとんどみないうえ、その対立が経済的膨張の動機という米国側の主体性に大きく原因すると考えるわけであるから、この時期のラテン・アメリカ政策にたいする評価は、米国が「その好戦的色彩をうすめて」いったことは認めているにもかかわらず、きわめてきびしいものとなっている。グリーンの研究にかんたんによれながら、対立の「調整」の結果についてもきびしい批判をひきだしてみよう。グリーンは「The (North) American Century」および「One World, Open World」なる節を設けることによつてニュー・レフトとしての立場を明らかにしているわけであるが、その特色は、ケネディ大統領をして「進歩のための同盟」設立を余儀なくさせた戦後の米・ラテン・アメリカ関係の悪化の根元をローズヴェルトの政策のうち求めようとして、戦後の南北問題の視点をより積極的にこの時期にあてはめようとするところにある。その結果、いつてみれば、先進国の G A T T 論理に対するラテン・アメリカの U N C T A D 論理の外交史版ともいふべきものになっている。ガードナーよりも一層、米国の自由貿易・自由経済の論理とラテン・アメリカ諸国の保護貿易・国家統制経済政策の対立、あるいは米国の経済膨張の利益とラテン・アメリカの革命的ナショナリズムの衝突という側面が強調されるわけである。グリーンによれば、まず「giving a share」とはラテン・アメリカ諸国が自国の資源からえられる収益の受取り分の増大を要求していること、及び、それを効果あらしめるために自国の経済問題に関する決定権の増大を要求していること、この二つに対応するはずのものであった。つまり「収益の分与」と「決定権の分与」である。⁽²⁶⁾しかし、これらの「分与」がゆるされるのは経済膨張政策の枠内においてであるから、米国が見返りにラテン・アメリカ市場の拡大、原料供給の確保を要求することにかわりはない。⁽²⁹⁾したがって、「収益の分与」に関していえば、米

国の政府援助は原則的に、米国の私的資本の自由な活動をむしろ補完するものでなければならず、また、米企業と競合するような重工業の育成（これこそラテン・アメリカ諸国の経済発展に必須のものであるとグリーンは考えるのだが）を対象とするものではなかった。⁽³⁰⁾ さらに重要なのは決定権の分与に加えられる制約である。つまり、「収益の分与」を実効あらしめるために自国経済にたいする決定権を全面的に奪還しようとする革命的ナショナリズムは、米国が受取る見返りを消滅させてしまうことになり、決定権の「ゆきすぎた掌握」⁽³¹⁾なのである。グリーンは、この決定権の過大な分与を防ぐために、米国は三つの方法で対応したとする。第一に、たとえば米州開発委員会 (Inter-American Development Commission) など、名自上の多国間機構設立によって決定権を実質的に独占しようとした。⁽³²⁾ 第二に援助停止その他の経済制裁を革命的ナショナリズム抑圧の手段とした（たとえば一九三八年のメキシコ、一九三九年のボリビア⁽³³⁾）。第三に、そして、グリーンの見解に特徴的なことであるが、枢軸国勢力の脅威を革命的ナショナリズム抑圧の口実とした。つまり、ラテン・アメリカ諸国の革命勢力と枢軸国勢力との結びつきを暴露し、あるいは作りあげ、革命勢力の追放を図った（たとえば、一九四三年のボリビア、戦争末期にかけてのアルゼンチン⁽³⁴⁾）。ここにいたって、米州の集団防衛体制、そのなかでの「政治的防衛に関する緊急諮問委員会」(Emergency Advisory Committee for Political Defense) に代表される集団干渉方式が、ナショナリズム抑圧とむすびつくわけである。グリーンは、以上のような方策のうえに、ラテン・アメリカ諸国の経済が米国の戦争遂行体制に組み込まれてゆくという条件が加わって、米国は「ラテン・アメリカ諸国の経済開発を管理するインター・アメリカン・システム」⁽³⁵⁾を作りあげたとする。このようにして「giving a share」をうちだしたにもかかわらず、米国は、

ラテン・アメリカ諸国の基本的要求をほとんど受入れることができず、グリーンにしてみれば「長期的にみて、善隣政策は失敗であつた」⁽³⁶⁾のである。そして、戦後トルーマン政権の目的はこのラテン・アメリカ経済管理体制の強化、独占であり、「開かれた世界における閉ざされた半球」(a closed hemisphere in an Open World)の創出であつたとする⁽³⁷⁾。そこでは、戦中の政策の基本ラインがより強化される。一九四五年のメキシコ・シティ会議以来つづくラテン・アメリカの経済ナショナリズムにたいする攻撃であり、戦前、戦中の枢軸国勢力にかわるコミュニケーションとナショナリズムの連携に対処するためのリオ条約であり、ラテン・アメリカ諸国の軍部を親米・反ナショナリズム勢力として確保するための軍事援助の強化である⁽³⁸⁾。つまり、グリーンがその書物の題名にえらんだ、ラテン・アメリカ・ナショナリズムの「封じ込め」(containment)であつた。

ウィリアムズ、ガードナー、グリーンらニュー・レフト史観に立脚する研究者がこの時期のラテン・アメリカ政策にかんして提示する視点とその評価の概要は以上のようなものである⁽³⁹⁾。彼ら以外にもニュー・レフトの観点からあるいはそれに類以した観点からこの時期のラテン・アメリカ政策にふれたものがあるから(もつともそのうちの多くは簡単な言及でしかないが)ここで示しておく、まず、サンチェス・バルバは、もっぱらラテン・アメリカの側からではあるが、米国の膨脹を経済帝国主義ととらえる必要性を強調し、一九一七年以来のメキシコにみられるように農地改革、産業国有化を基礎とせざるをえないラテン・アメリカ諸国の社会革命は、必然的に米国の経済膨脹に対抗する反米ナショナリズムに移行するとしている。そして、米国はこの経済的独立の要求を善隣政策によつて取捨できなかったばかりでなく、むしろ反対に「善隣政策が打ち出された当時こそ、援助という形で、まさに

米国の経済拡張の最終段階を構成する国家資本主義による拡張が始まった時⁽⁴⁰⁾であるとする。又、清水知久は、ニュー・レフト史観にたつて米国の歴史を概観しつつ、経済ナショナリズムが米国の門戸開放政策の障害となったことを指摘し（とくにラテン・アメリカのナショナリズムにはふれていないが）、善隣政策における不干渉原則の受け入れは「ヤンキー反対の感情をやわらげ、ラテン・アメリカをアメリカの経済圏として確保、再編成する⁽⁴¹⁾」という至上命令によるものであったとする。楊井克巳は、主に第二次大戦前までの米国の対ラテン・アメリカ経済膨脹の歴史を考察しつつ、善隣政策を「政治的後退」と「経済的前進」を特徴とする「アメリカ帝国主義の第三期」ととらえるとともに、政治的後退は経済的前進のために必要な実質的干渉の放棄までを意味しない旨を暗示している。⁽⁴²⁾さらに、グリーンよりは柔軟な姿勢で戦争末期におけるラテン・アメリカ政策に言及したG・コルコの書物、⁽⁴³⁾対ラテン・アメリカ軍事援助と社会革命抑圧との関係、門戸開放政策と援助との関係にふれるマゴドフの書物、⁽⁴⁴⁾キューバとの関係の歴史を扱いつつ、米国のラテン・アメリカ社会革命にたいする政策を「Status quo policy」と名づけるR・F・スミス⁽⁴⁵⁾の研究、善隣政策の出発を互惠通商貿易を中心としてとらえようとする平田論文⁽⁴⁶⁾などが参考となる。

ここで他の論者の提示する視点にかんたんにつれることによって長くなった序論をおえたい。ニュー・レフト・グループは少数派である。彼らの基本的態度は経済膨脹という動機あるいは長期的目標が米外交の底流に厳然として存在するという主張であり、各論者によって程度のちがいはあれ、短期的政策もこの動機にむすびつけて理解してこそ米外交の特色を把握できるのだという姿勢であった。したがって、純理論的に考えれば、多数派の見解は経済的膨脹とは別のものを設定するか、あるいは、短期的政策を規定するような動機として特定のもの指摘すること

とができないとするかであるが、実際には、ニュー・レフトに匹敵するようなかたちで明確にその動機を設定するものはまれで、多くは後者である。まず、米外交全般ではなくとも少なくともラテン・アメリカ政策においては経済膨脹とは異なる軍事的政治的安全保障を動機として設定するか、あるいは第二次大戦期の米外交全般をこの観点から把握しようとする論者にふれてみたい。もっとも、ニュー・レフトのばあいと同様、そのうちでこの時期のラテン・アメリカ政策にふれている論者は非常に限られるわけであるが。

D・A・グレーバーは、米国の干渉あるいは介入(グレーバーは *pseudo-intervention* とよぶが)政策をあつかった研究のなかで、米国には、直接西半球内部から自国にたいする脅威が加えられることはないとの認識が当初より存在しており、米国のラテン・アメリカ政策の最も重要な規定要因はヨーロッパ諸国から加えられる軍事的・政治的脅威への対処(すなわち *hand off policy*)であつたとして⁽⁴⁷⁾いる。カリビア諸国への度重なる干渉は、そのため戦略的観点からなされたものであるとする。つまり、前節②における関係線④が①を規定しているわけであり、ラテン・アメリカ政策は米国と他の大国との間のパワー・ポリティックスの場において基本的にはとらえられる。したがって、戦中、戦後のラテン・アメリカ政策の最大の規定要因は、枢軸国勢力および、国際共産主義勢力への対処であるとされる。就中、この時期におけるラテン・アメリカ諸国への干渉・介入は、枢軸国勢力による直接間接侵略の防止と国際共産主義勢力の西半球拡大によって米国が包囲されるのを防ぐ目的でなされたものとなる。ニュー・レフトが指摘するラテン・アメリカ・ナショナルリズムの脅威への対処についてはふれられないわけである。その結果、米国の干渉・介入にたいする批判はうすいものになっている。⁽⁴⁸⁾なぜなら、安全保障の動機は、経済膨脹

の動機が攻撃的・主体的であるのに比較し、はるかに自己防衛的・受動的であるから。

また、ランガーとグリーンソンは一九三七年から参戦にいたる時期の米外交をパワー・ポリティックス的アプローチ、あるいは安全保障の観点からとらえる膨大な二部作のなかで、ラテン・アメリカ政策を西半球防衛の側面からながめている。そこに示される視点のうち重要なのは次の二点であり、いづれもグレーバーと同様に西半球外の要因を重視することからでてくるものである。第一に、西半球の集団防衛体制に多くをさくことによって、「One for All, All for one」という集団安全保障の標語をかかげた章を設けることにも象徴されるごとく、米国とラテン・アメリカ諸国の協調の側面を強調することとなる。第二に、逆に、西半球防衛の観点にたつことによって、経済援助の政治性を指摘している。つまり、米州防衛体制が依存する経済的基盤を強化し、政治的・軍事的連帯性を獲得するための経済援助である。⁽⁴⁹⁾ 第一の点についてはニュー・レフトときわだった対象をなしている。第二の経済援助の政治性についてはニュー・レフトもふれている。しかし、ニュー・レフトはもう一方の側面―経済的対立の調整(評価としては米国に有利な、したがってラテン・アメリカ諸国に不利な調整)―を主にとらえられるのである。

基本的にパワー・ポリティックス的観点にたつてこの時期のラテン・アメリカ政策をみたものの典型例としてグレーバーとランガー&グリーンソンをあげたが、後者のばあいは、むしろ、その研究が米国が参戦へ移行する形態を扱っており、その一部としてラテン・アメリカ政策をみたために、西半球防衛の側面に焦点を合わせたのだともいえるかもしれない。しかし、重要なのは、同様に米国が参戦にいたる形態を扱いながら、ニュー・レフトたちは、経済的対立、ラテン・アメリカ・ナショナリズムを重視するにいたったことである。その意味で、基本的にパワー

・ポリティックスの立場にたちつつ、より広汎な側面にふれた研究をみる必要がある。

ビーマスはラテン・アメリカ政策を扱った古典的著作のなかで、二十世紀初頭以来の「ヤンキー帝国主義」を「protective imperialism」、すなわち、ヨーロッパ帝国主義の脅威にたいする防衛的帝国主義であると、カリブ海、中米地域にたいする干渉は戦略的観点からなされたものであるとする。この点ではグレーバー、ランガー&グリーンと同様であり、ビーマスもまた「One for All, Almost All for One」なる章を設けている。同時に、ラテン・アメリカ諸国との互恵通商協定、経済協力、メキシコの国有化問題、戦時経済体制など多くの経済的側面をも扱っているのであるが、重要なことは、そこに、パワー・ポリティックスの観点が反映されていることである。彼は「経済帝国主義」を当該国の意志に反して資本投下などの経済活動を行うために国家権力を行使することであると規定するとともに、ラテン・アメリカ諸国との経済関係にもこれを蔽密にあてはめようとする。その結果、両者の経済関係は国家間の干渉、不干渉といった法的権利・義務の関係からながめられる傾向になり、グリーン⁽⁵⁰⁾の提示するような幅広い「決定権」の問題では全くななくなっている。グリーン⁽⁵⁰⁾の研究をUNCTAD論理の外交史版と誇張したから、ここでもそれを許せばビーマスの研究はGATT論理の外交史版ということになる。この時期のラテン・アメリカ政策にたいするビーマスの評価が好意的なものになるのは明らかであろう。つまり善隣政策は「帝国主義の清算」を目指すものであった。⁽⁵¹⁾

では、経済膨脹の動機を否定し、とくに、それにかわるようなものを設定しない論者についてはどうであろうか。彼らは当然、短期政策説明的であるとともに、基本的視点から自由であるため、前節に示した枠組の多くの側面に

ふれている。同時に各論者によってどの側面を重視するかもさまざまである。しかし、彼らは、ニュー・レフトが経済膨脹の動機を設定し、それによって米国はラテン・アメリカ・ナシヨナリズムを重大な脅威ととらえたとし、南北問題の原点をこの時期に見た（とくにグリーン⁽⁵⁴⁾のばあい）のにたいし、そうはしなかったという点で共通性をもつ。この期間中の政策の変化にたいする両者の見解の相違に代表させてみよう。E・ウッド⁽⁵²⁾、O・E・ゲラント⁽⁵³⁾、G・L・ミーチャム⁽⁵⁴⁾、E・リューウェン⁽⁵⁵⁾らの代表的論者は多少の時間的づれはあれ、一九三〇年代末にラテン・アメリカ政策が不干渉原則の受入れを中心とした消極的なものから経済協力をふくんだより積極的なものに変化していったとし（つまり“Old” good Neighbor policy から “New” Good Neighbor Policy へ）その主たる要因がランガー&グリーン⁽⁵⁶⁾のところで述べた西半球防衛のための連帯の確保であったとする。ニュー・レフトもすでに述べたように、この時期に政策の変化をみている。しかし、それは、西半球外からの脅威に対処するという側面からよりもむしろ、西半球内部の革命的ナシヨナリズムの脅威に対処するという側面からみられたわけであった。このように、ウッドらも大戦をはさむという時期には西半球外の要因によって強く米外交が規定されているとする点ではランガーらと変りはしない。その結果、多くの論者が戦中の米州関係を対立よりは協調の側面からとらえる。実際に、ニュー・レフト（とくにグリーン）がなしたような形で米国とラテン・アメリカ諸国間の経済的対立をみたり、この時期の米州会議における経済問題に多くをさくものはない。L・ダガン⁽⁵⁶⁾がやや近い視点を出しているだけである。ナシヨナリズムを米国の門戸開放政策への脅威とみるものは全くない。したがってこの時期のラテン・アメリカ政策にたいする批判はこれらの限界内でなされることとなる。戦前から戦後にかけての米国の勢力伸

長を、戦事経済体制と集団防衛体制によるラテン・アメリカ諸国の米国依存の結果であるとするのが一般的である。ニュー・レフトのように、経済膨脹の動機によって主体的にラテン・アメリカ経済管理体制(グリーン)をつくっていったとはとらえられない。たとえば、それぞれ異ったレベルでの評価をみると、まず、ウッドは、善隣政策は武力行使以外では帝国主義を払拭したわけではないとしてこの時期のラテン・アメリカ政策全般にたいし、平均的な評価を与えている。又、ドーツァーは戦中の米国による政治的・経済的介入政策を批判するが、それは、戦争遂行のための米国の圧倒的な力の行使が善隣政策の前提をくずすことになったのだとしている。⁽⁵⁸⁾ ミーチャムは、戦後ラテン・アメリカ諸国の対米不満が高まったのは援助資源のふり分けが共産主義の脅威の高いヨーロッパ、アジアに優先的に向けられたためであるとする。いわゆる「無視された大陸」であり、ここでも西半球的要因が主要なものとなるのである。⁽⁵⁹⁾ これらの戦前から戦後にかけてのラテン・アメリカ政策にたいする批判は多くの論者の平均的なものと考えてよい。これら以外の問題については概して好意的評価を与えるのである。ニュー・レフトの評価と異なることは繰返すまでもない。

以上、前節で客観的分析のための枠組を示したので、本節では逆に分析のための主観的基準をニュー・レフトの視点に求めてみた。だからといって、彼らの事実認識、評価の是非を別にしても、彼らの視点からこの時期の主要な問題が全て引き出せると考えるわけではない。たとえばグレイソンはこの時期の集団防衛体制内での米国による政策決定の独占、ラテン・アメリカ諸国への武器貸与、軍事派遣の実施のなかに戦後の米国のラテン・アメリカ諸国、とくに独裁権力への大量軍事コミットメントの根元をみている。善隣政策の特色を、急激に拡大しつつあった

米国の軍部機構とラテン・アメリカ軍部の結合にあるとするわけである。⁽⁶⁰⁾グリーンはすでに述べたように同種の問題に若干ふれるわけであるが、グレイソンの指摘するような点が一つの盲点であることはたしかである。⁽⁶¹⁾また、彼らの基本的立場と研究のスタイルそのものに強い批判があることは述べるまでもなからう。しかし、筆者は次の二点から少なくともラテン・アメリカ政策に関するかぎり、ニュー・レフトの立場が重要であると考ええる。まず、パワー・ポリティックス・アプローチ、チェス・ボード・アプローチといわれるものからは最も遠い観点に立つ必要があることである。米国—ラテン・アメリカ諸国の関係というあらゆる点でバランスを失した関係をパワー・ポリティックスの観点からみることは現状固定的結論をひきだすだけである。つぎに、いうまでもなく、彼らが米—ラテン・アメリカ関係において切りとる側面が重要であるから。「米国の外交政策」という枠内でラテン・アメリカ側の視点をひきだすのにもっともよく成功しているのは彼らである。⁽⁶²⁾

(1) Williams, A. W., *The Tragedy of American Diplomacy* (Dell, 1962)

(2) Gardner, L. C., *Economic Aspects of New Deal Diplomacy* (U. of Wisconsin P, 1964)

(3) Green, D., *The Containment of Latin America: A History of the Myths and Realities of the Good Neighbor Policy* (Quadrangle, 1971) グリーンの研究が発表されたのはごく最近であるため、彼がニュー・レフトに属するといふ指摘はみあたらないが、後に述べるようにその内容からいっても、また、ニュー・レフトの中心の一人であるウォルター・ラフイーバー (Walter LaFeber) に彼の書物がさざげられていることからみてもこのグループに属するものと考えるべきであろう。

(4) ニュー・レフトの米国外観をめぐって Unger, J., "The New Left and American History: Some Recent Trends in

United States Historiography," *American Historical Review*, LXXII, No. 4, July, 1967, pp. 1237-1264 を参照。

(5) Williams, op. cit., pp. 160-200.

(6) *ibid.*, p. 229.

(7) Gardner, op. cit., pp. 328, 173, 329. 尚、第二次世界大戦前から戦中にかけての米外交を扱ったニュー・レフトの研究は日本ではかならずしも十分に紹介されていないので、その他をあげておく。Kolko, G., "The Politics of War: the World and United States Foreign Policy, 1943-1945 (Random House, 1968) and "American Business and Germany, 1930-1941," *Western Political Quarterly*, X (1962), pp. 713-728, Smith, R. F., "American Foreign Relations, 1920-1942," in Bernstein B. J., ed., *Toward a New Past: Dissenting Essays in American History* (Random House, 1968), Kimball, W. F., "Lend-Lease and the Open Door: The Temptation of British Opulence, 1937-1942," *Political Science Quarterly*, LXXXVI, No. 2, June, 1971 などがあゆ。

(8) こうしてガードナーの書物は「ニュー・ディール外交の経済的側面」と題されながらも、この時期の米外交のトータルな説明ともなっている。

(9) たとえばガードナーは次のようにいう。「ニュー・ディールの外交政策は一九三四年に互恵通商協定法を採用することによって(門戸開放政策という伝統的な……筆者)主潮流に合体した。そして、われわれは今もってこの大きな流れのなかにいるのであり、第二次大戦の結果生じた主な変化は、この流れが政治的同盟——たとえば一般的であいまいな性格の国連や、より個別的目的をもった NATO などのような——のなかを流れるようになったことであるにすぎない」(p. xiii)「アメリカ人がドイツをまず軍事的脅威であると考えなかったといおうとしているわけではない。しかし、合衆国が戦後世界を眺望するとき、そこに描かれたのは経済的・政治的に自由な世界であった」(p. 154) また、R・F・スミスは「この国の繁栄は輸出市場、原料供給、投資機会への自由な接近に依存している」という信念がこれら全ての政策形成の基本的要素であった。

同時に、安全保障や戦略的必要性といったものの意味は、一般的にいつて、経済的フロンティアのこのような解釈に規定されてくる」といふ。loc. cit., p. 328.

(9) メイ (May, A.) にしたがって (Hingham, J., ed., *The Reconstruction of American History*, Harper & Row, 1962. 同志社大学アメリカ研究会訳、アメリカ史像の再構成、小川出版、一九七〇、第九章) アメリカ外交史研究をおおまかに「なにが起ったか」を問うランケの APPROUCH のものと、「どの点であやまりを犯したのか」を問うアクトンの APPROUCH のものとは分けるといふ観点からすれば、メイはニュー・レフトには全くふれていないが、彼らが後者に属することはいうまでもない。しかもどの点であやまりを犯したのかを米外交の戦術的問題としてみるのではなく、その動機とむすびつけることによつて、最も深刻なアクトニアンになっている。尚、APPROUCH の時代性、歴史性については、メイ論文についての同書中の麻田貞雄による解説及び Smith, *American Foreign Relation*, を参照。

- (11) Gardner, op. cit., p. 328. 尚、この二つの会議はローズヴェルトの善隣政策の両端に位置する米州諸国会議である。
- (12) *ibid.*, p. 53.
- (13) *ibid.*, p. 47.
- (14) *ibid.*, p. 61.
- (15)(16) Williams, op. cit., p. 173.
- (17) Gardner, op. cit., p. 47.
- (18) *ibid.*, p. 126.
- (19) Williams, op. cit., p. 172.
- (20) *ibid.*, p. 173.
- (21) Gardner, op. cit., 172.

- (22) *ibid.*, pp. 109 ff.
- (23)(24) *ibid.*, p. 195.
- (25) 米国に抵抗して西半球防衛体制に組み込まれることに最後まで抵抗していたアルゼンチンが、終戦真近にチャプルテペック協定に調印することによってそれに加わるわけであるが、このチャプルテペック協定はある米政府高官がNATOの実物大模型として役立つとといったことに関し、ガードナーは、もしそうなら、日・独にはじまり、アルゼンチンを経過して戦後のソ連へとつづいた米国への挑戦勢力にたいする戦略の一貫性は驚くべきものではないかという。 Gardner, *op. cit.*, p. 204.
- (26) Green, *op. cit.*, Ch. 5, §. 1, 2.
- (27) *ibid.*, p. viii.
- (28) *ibid.*, pp. 35, 38.
- (29) *ibid.*, pp. 40-41.
- (30) *ibid.*, pp. 44, 75.
- (31) *ibid.*, p. 35.
- (32) *ibid.*, p. 83.
- (33) *ibid.*, pp. 50-51.
- (34) *ibid.*, pp. 147 ff.
- (35) *ibid.*, p. 121. ガードナーも似たような結論をだしている。つまり、善隣政策の修正は大戦によってひき起された他の条件と重なって、米国の勢力を圧倒的に拡大したとする。 Gardner, *op. cit.*, p. 131.
- (36) *ibid.*, p. 291.

(37) *ibid.*, pp 255 ff.

(38) *ibid.*, pp. 172 ff. 276 ff, 179 ff, 256 ff.

(39) 特殊アメリカ的な帝国の形態を殊更強調しないマルキスト・アプローチをとる論者も、言葉の使用法を別にすれば、あるいは実証的態度の存否を問わねば、ドイツの対ラテン・アメリカ経済攻勢とラテン・アメリカ・ナシヨナリズムの脅威を重視することにかわりなく、その評価も似たものである。たとえば、ラテン・アメリカのマルキスト、ラミレス・ネコチアは、善隣外交による米外交の修正は米帝国主義の覇権的地位を維持するための修正であって、米国が作成した西半球政策の図式からラテン・アメリカ諸国を離脱させようとするラテン・アメリカ人民の革命運動や帝国主義列強の攻勢を妨害するという政策に変化はなかったとし、大戦中も戦後世界に適應するための均質ブロックを形成せんとして協調システムを作りあげていったのだと述べている。Ramirez Neococha, H., *Los Estados Unidos y America Latina, 1930-1965* (Chile, Editora Austral, 1965), Págs. 33 a 69.

(40) サスチェス・バルバ、前掲訳書、四〇頁。

(41) 清水知久、アメリカ帝国（並紀書房、一九六八）一五二頁。

(42) 楊井克巳、アメリカ帝国主義史論（東大出版会、一九六五）第四編。

(43) Kolko, *The Politics of War.*

(44) Hagdoff, H., *The Age of Imperialism*, (Monthly Review P., 1969) 邦訳、小原訳、現代の帝国主義（岩波、一九六九）

(45) Smith, *The United States and Cuba.*

(46) 平田忠輔、「善隣政策」に関する一考察、同志社法學第三三卷二・三号。

(47) Graber, D. A., *Crisis Diplomacy: A History of United States Intervention policies and Practices* (Public Affairs,

第二次大戦期における米国のラテン・アメリカ政策（一）（蔵重）

（三〇一）一四七

1959), forward.

(37) *ibid.*, Ch. XI

(38) Langer, W. and Gleason, S. E., *The Challenge to Isolation, 1937-1940* (Harper & Brothers, 1952), Ch. VI, VIII, XVIII and *The Undeclared War, 1940-1941* (Harper & Brothers, 1953), Ch. VI, XIX. #42 Frye, A., *Nazi Germany and the American Hemisphere, 1933-1941* (Yale U. P., 1967) 247 ナチ・ユーハンの領域を固めずは世界は危ない。またその結果として米国の利益を損ねる危険がある。

(39) Bemis, S. F., *The Latin American Policy of the United States: An Historical Interpretation.* (Harcourt, 1943), Ch. XVI-XXIII.

(40) Bemis, S. F., *A Diplomatic History of the United States* (Henry Holt, 1936), p. 518.

(41) Wood, op. cit., p. 7.

(42) Guerrant, O. E., *Roosevelt's Good Neighbor policy* (U. of New Mexico P., 1950), pp. 135-136.

(43) Mechem, J. L., *A Survey of United States -Latin American Relations* (Houghton Mifflin, 1965), pp. 123-124.

(44) Lieuwen, E., *United States Policy in Latin America* (Praeger, 1967), pp. 72-73.

(45) Duggan, L., *The Americas: The Search for Hemisphere Security* (Holt, 1949), pp. 143 ff.

(46) Wood, op. cit., p. 358.

(47) Dozer, op. cit., p. 195.

(48) Mechem, op. cit., pp. 465-467.

(49) Grayson, G. W., "The Era of the Good Neighbor," *Current History*, Vol. 56, June, 1969, p. 332.

(50) A. D. ハンタカー氏 ORBIS, Summer, 1971, pp. 687-693. 以下のようにしては、ユーハンの領域を固めずは世界の平和

的書評の中で、同様の点を指摘している。

(62) 各論者の事実認識・評価及びそれらにたいする筆者の判断をよりくわしく提示すること、また、それらと基本的視点との関係についてより詳細に言及することは序論においてはできない。それは次稿以下の本論における関係個所においてなされることになる。